2026年9月28日

各　位

会　社　名　**株式会社長谷エコーポレーション**
代表者名　代表取締役社長　　熊野　聡
（コード番号　１８０８ 東証プライム市場）
本社所在地　東京都港区芝二丁目３２番１号
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長　　庄司　明子
（ＴＥＬ　０３－３４５６－３９００）

公正取引委員会からの排除措置命令書および課徴金納付命令書の受領について

当社子会社である株式会社長谷工リフォーム（本社：東京都港区、代表取締役社長：星野 竜緒、以下「長谷工リフォーム」）は、2025年3月4日に、関東地区における大規模修繕工事の受注に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、長谷工リフォームは、本件に関し、同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様やお取引先様、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、グループを挙げてコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部管理体制を一層強化し、再発防止および信頼回復に努めてまいります。

また、本命令を厳粛に受け止め、その責任の所在および信頼回復に向けて取り組む姿勢を明確に示すため、後述のとおり関係者の処分を行うことといたします。

１．排除措置命令の概要

長谷工リフォームは、マンション管理組合が株式会社リノシスコーポレーションまたは株式会社翔設計に設計コンサル業務を委託した上で施工業者に対して発注する関東地区に所在するマンションの大規模修繕工事に関し、設計コンサル業者および施工業者との間で、設計コンサル業者と受注協力関係を構築した者を受注予定者とする旨を合意することで、事前に受注予定者を決定し、当該受注予定者が受注できるようにしていたとの事実認定がなされました。

当該行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、今後同様の行為が行われないよう、必要な措置を講じること等が命じられました。

２．課徴金納付命令の概要

課徴金として、3億2,937万円を、所定の納付期限である2027年4月30日までに国庫へ納付することが命じられました。なお、上記課徴金額については、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、25%の減額が認められております。

３．再発防止に向けて

当社では、長谷工リフォームに対する公正取引委員会の立入検査が行われたことを受け、社外役員および外部専門家で構成する調査委員会を設置するなどして、グループ内において業務内容の再確認を行うとともに、適正かつ公正な取引の徹底に努めております。また、同調査委員会からも、長谷工リフォームにおいて独占禁止法違反行為が生じた背景や原因の分析ならびに適切な再発防止策等について提言を受けております。

当社グループでは、今回発生した独占禁止法違反行為を真摯かつ重大に受け止め、全役職員が一丸となってコンプライアンス体制のさらなる強化に取り組んでおります。

また、本日、長谷工リフォームが公正取引委員会から排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領したことを踏まえ、同社の営業体制全般を刷新するとともに、今後実施する再発防止策につきましても、その履行状況を適切に指導・監督してまいります。

４．関係者の処分

（１） 代表取締役会長の辞任

今回の事態を厳粛かつ重大に受け止め、その経営責任を明確にするため、長谷工リフォームの代表取締役会長 河合 英樹は本日付で辞任することといたしました。

（２） 代表取締役社長の報酬自主返納

今後、同様の事態を二度と生じさせないという強い意思と姿勢を示すべく、長谷工リフォームの代表取締役社長 星野 竜緒は役員報酬の一部を自主返納することといたしました。

長谷工リフォーム

代表取締役社長（1 名）	月額報酬の 10%	2026 年 9 月から 3 ヶ月

（３） 関係役職員の処分

関係する役職員に対して懲戒処分を行うことを決定いたしました。

５．業績への影響

当中間連結会計期間において、本件に係る課徴金 329 百万円を営業外損失として計上する見込みです。なお、2026 年 5 月 15 日に公表した 2027 年 3 月期の連結業績予想について、本件に伴う修正はありません。

以 上